

令和6年1月31日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第402号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

～令和6年能登半島地震で被災された皆様へ～

令和6年元旦に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

農林水産省では、Web サイトにて被災された農林漁業者等の皆様に向けた情報を掲載させていただいておりますので情報源としてご活用ください。

◇ 令和6年能登半島地震に関する情報（農林水産省 Web）

→ <https://www.maff.go.jp/j/saigai/r6notojishin.html>

<トピックス>

1. 令和6年能登半島地震に伴う農業経営改善計画等の認定の有効期間の延長の取扱いについて
2. 果樹農業の未来を語り合う！シンポジウム開催
3. 『令和6年版 スマート農業を目指す先端技術フェア on the web』好評開催中
4. 日本スタートアップ大賞 2024 にご応募ください!!
5. 春先の強風被害！あなたのハウスの備えは大丈夫ですか？
6. （みどり戦略技術紹介）AI等を活用した土壌病害発病ポテンシャル診断アプリ
7. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスが始まります
8. 地域計画の話合いの日時や場所を確認しましょう！

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 令和6年能登半島地震に伴う農業経営改善計画等の認定の有効期間の延長の取扱いについて】

令和6年能登半島地震の発生により各地で甚大な被害が生じていることから、被害者の行政上の権利利益の保全等を図るために、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第1項の規定を適用するとともに、本地震に際し、災害救助法が適用された市町村における農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定」の有効期間が令和6年6月30日まで延長されましたのでお知らせします。

◇ 有効期間の延長についてはこちら

→ <https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-64.pdf>

◇ 災害救助法が適用された市町村についてはこちら

→ https://www.bousai.go.jp/pdf/240101_kyuujo2.pdf

◇ お問い合わせ先

北陸農政局 経営・事業支援部 担い手育成課

TEL：076-232-4318

【2. 果樹農業の未来を語り合う！シンポジウム開催】

今、全国の果樹産地で、担い手の減少などによる生産基盤のぜい弱化が課題となっています。シンポジウムでは、担い手育成や労働力確保のため環境整備に取り組む先進事例の紹介や、地域の発展に向けて近未来的な果樹経営を営む次世代の経営者の座談会を予定しています。

オンライン配信も併せて行いますので、ご自宅などからでも参加可能です。一緒に果樹農業の未来について考えてみませんか？

「令和5年度全国果樹農業・近未来シンポジウム～担い手育成・労働力確保、次世代への期待～」

日時：令和6年2月9日(金)14:00～17:00

場所：農林水産省7階講堂・オンライン併用

申込締切：令和6年2月7日(水)12:00 まで

※ご参加には事前申し込みが必要です（参加費無料）。

▼ 申込フォーム

→ https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/nousan/tokusan/kajyu_symposium.html

◇ シンポジウムについての詳細はこちら（農林水産省 HP）

→ <https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/tokusan/240125.html>

◇ お問い合わせ先

農林水産省農産局果樹・茶グループ（担当：浅野、梶、西川）

TEL：03-3502-5957（直通）

【3. 『令和6年版 スマート農業を目指す先端技術フェア on the web』好評開催中】

スマート農業のバーチャル展示会『令和6年版 スマート農業を目指す先端技術フェア on the web』を2023年12月22日～2024年3月3日、オンラインで開催いたします。ほぼ同様の時期、期間での開催で、今回で4回目を数えます。第1回公開では出店が53者でしたが、回を重ねるごとに徐々に拡充し、今回は72者から構成されるリニューアル開催となりました。農業課題を解決するさまざまな技術がweb上で一堂に会し、じっくり先端技術を理解して導入検討できる幸便な機会となっています。

入場は無料となっています。

ご関心がございましたら是非お気軽にご入場ください。

◇ 入場はこちら

→ <https://smart-agri-fair.com/>

◇ お問い合わせ先

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（担当：石脇）

TEL：03-3509-1161

【4. 日本スタートアップ大賞2024にご応募ください!!】

農林水産省では、農林水産分野での起業に対する意識の高揚を図るとともにイノベーションの創出を促すため、「日本スタートアップ大賞2024」において「農業スタートアップ賞(農林水産大臣賞)」の表彰を行います。対象は、農林水産業・食品産業に係る起業家やスタートアップで、現在対象者を募集中ですので是非ご応募ください。

1. 「日本スタートアップ大賞」とは

次世代のロールモデルとなるような、インパクトのある新事業を創出した起業家やスタートアップを表彰し称える制度です。起業を志す人々や社会に対し、積極的に挑戦することの重要性や起業家一般の社会的な評価を浸透させ、もって社会全体の起業に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

2. 主な表彰部門の概要

- ・日本スタートアップ大賞（内閣総理大臣賞※予定）

事業の新規性や革新性、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業のビジョンなどに関し、最も評価の高い企業に対して付与します。

- ・農業スタートアップ賞(農林水産大臣賞)

農林水産分野におけるイノベーションの創出や農林水産業の発展に対する寄与などに関し、評価の高い企業に対して付与します。

今後のスケジュールや応募方法等については、以下を御参照ください。

◇ 農林水産省プレスリリースページ

→ <https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo03/240115.html>

◇ 事務局のホームページ

→ <https://www.mizuho-rt.co.jp/topics/2024/startup.html>

◇ お問い合わせ先

農林水産省大臣官房政策課技術政策室（担当：松下、平川）

TEL：03-3502-5524（直通）

【5．春先の強風被害！あなたのハウスの備えは大丈夫ですか？】

◆春先の強風被害に要注意！◆

農業用ハウスにとって、これから春先にかけて要注意なのが強風による被害です。

園芸施設共済に加入しているハウスでは、近年、春先（2～4月）に発生した被害の約7割が強風関連の被害となっています。

この時期は、水稻の育苗ハウスなどの被覆時期に当たるため、万が一の被害に備え、園芸施設共済等の保険へ加入しておくことが重要です。

◆水稻の育苗ハウスなど被覆期間が短い場合は掛金が安くなります！◆

園芸施設共済の加入期間は1年間ですが、水稻の育苗ハウスなど被覆する期間が短い場合は、通年で被覆するハウスに比べ少ない掛金負担で加入できます。

災害への備えとして、ぜひ園芸施設共済への加入をご検討下さい。詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

◇ 園芸施設共済について詳しくはこちら

→ <https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html#engei>

◇ 各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧はこちら

→ <https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html>

◇ 加入者の声はこちら

→ https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/engei_voice.html

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局保険監理官（担当：藤原、横道）

TEL：03-3502-7394（直通）

【6.（みどり戦略技術紹介）A I 等を活用した土壌病害発病ポテンシャル診断アプリ】

本技術紹介では、みどりの食料システム戦略に貢献する技術を、「みどりの食料システム戦略」技術カタログから毎月一回ご紹介します。

今回ご紹介するのは、土壌分析結果や栽培状況（栽培歴や前作及び周辺圃場の発病程度等）をもとに土壌病害の発生しやすさをA I で診断し、対策手段を提示するアプリ「H e S o + : ヘソプラス」です。本アプリの活用により、診断結果に基づく適切な土壌消毒剤の利用が促進され、生産者の収益向上と土壌消毒剤の使用量低減が期待されます。※本アプリの診断結果を参考に、指導者と生産者が協議して対策の意思決定を行う必要があります。

本アプリの詳しい情報については、みどり技術カタログをご覧ください。

◇ 詳しくはこちら

「みどりの食料システム戦略」技術カタログ(分割版：露地野菜) P. 3

A I 等を活用した土壌病害発病ポテンシャルの診断技術の開発

→ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/midori_catalog_vege.pdf#page=3

「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

→ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/catalog.html>

◇ お問い合わせ先

農林水産省大臣官房政策課技術政策室（担当：小花和、田中）

TEL：03-6744-0408（直通）

【7. 環境負荷低減のクロスコンプライアンスが始まります】

令和6年度から、農林水産省の各種補助事業等で「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」が始まります！

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、持続可能な食料システムの構築に向けて、農業者の皆様をはじめ、林業事業体、漁業経営体、民間事業者、自治体など、農林水産省の予算事業を活用する全ての方に、環境にやさしい農林漁業のための最低限の取組を事業要件として実施していただくものです。

具体的には、各種補助事業等を申請する際、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組（適正な施肥、適正な防除、エネルギーの節減、悪臭・害虫の発生防止、廃棄物の発生抑制・適正処分、生物多様性への

悪影響の防止、環境関係法令の遵守等)」について、チェックシート等で自己点検を行っていただくこととしています。

取組内容は決して難しいものではなく、日頃営農の中で意識すれば取り組めるような、環境負荷低減のための最低限の取組となっています。また、チェックシートの内容については、事業毎に異なりますので、要綱等をご確認ください。

クロスコンプライアンスの取組のポイントを記載した解説書や実際のチェックシートなどは、下記 URL からご覧いただけます。ぜひ、環境にやさしい取組の確認にお役立てください！

◇ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（農林水産省 HP）

→ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

◇ みどりの食料システム戦略（農林水産省 HP）

→ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

◇ お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（担当：表谷、白石）

TEL：03-6744-1865（直通）

【8. 地域計画の話合いの日時や場所を確認しましょう！】

我が国では、農業者の高齢化・人口減少により、農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。

このため、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法を改正し、人・農地プランを法定化して、地域農業の将来の在り方や農地利用の姿を明確化する地域計画を全国の市町村で令和7年3月までに策定する取組がスタートしています。

この地域計画は、地域の農業者をはじめ、関係者がしっかりとした話合いにより定めることが重要であり、その話合いには、特に今後の地域農業を担う若者や女性の方々の参加が大変重要になります。

各地域では、地域農業の将来に向けた話合いが今後本格化していくことから、ぜひ話合いに参加し、地域の農業をどう築いていくか話し合ってください。

また、市町村のホームページなどで、話合いの日時や場所を公表しているので、「地域計画」「協議の場」などで検索するなど、皆さんも積極的に確認や問い合わせをお願いします。

